

介護保険制度において、40歳以上65歳未満の第2号被保険者が要介護認定を受けるためには、要介護状態等の原因である身体上及び精神上的の障害が、下記の介護保険施行令（平成10年政令第412号）第2条で定める16の疾病（特定疾病）によることが要件とされています。また、申請の際は、健康保健証（医療保険被保険者証）を持参願います。

交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

特定疾病一覧（16種類）

1. がん がん末期
（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至つたと判断したものに限る。）
2. 関節リウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症
4. 後縦靭帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症
6. 初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等）
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
パーキンソン病関連疾患
8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症（ウェルナー症候群）
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患（脳梗塞、脳出血等）
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎等）
16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症